

2020年11月

受益者のみなさまへ

アセットマネジメント One 株式会社

「企業価値成長小型株ファンド（愛称：眼力）」
分配金額の決定方法の変更に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご愛顧頂いております「企業価値成長小型株ファンド（愛称：眼力）」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、分配金額の決定方法を下記の通り変更いたしますのでお知らせいたします。

なお、本変更は信託約款における運用の基本方針を変更するものでないことから、受益者のみなさまへ特段のお手続きを求めるものではありません。

この度のお知らせ内容につき、何卒ご理解を賜り、今後とも当ファンドをお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンド

企業価値成長小型株ファンド（愛称：眼力）

2. 変更内容

当ファンドは別添の通り目論見書の記載内容を変更し、分配金額の決定方法を今期決算（2021年2月）以降、従来の目論見書※に記載されておりました「基準価額が1万円を超えていた場合、超過額の1/2程度を目処」に関わらず、より受益者さまの資産形成に資するよう、各決算期における基準価額の水準や市況動向などを勘案したうえで、分配金額を決定いたします。

3. 変更後の初決算

2021年2月決算



商号等／アセットマネジメント One 株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 324 号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

4. 変更の背景

当ファンドは、受益者さま各位のご愛顧により純資産残高は足もと 300 億円超に拡大しており、また良好なパフォーマンスを背景として複数の投信評価機関からも高い評価を受けることが出来ました。特に今年前半は、コロナショックにより市場環境が大きく混乱し、未だ回復途上にある市場もある中で、当ファンドはいち早くショックを乗り越え、基準価額（分配金再投資）は最高値を更新する状況となりました。

当ファンドを設定した 2016 年 2 月時点においては、投資家さまの一定の分配ニーズに配慮し、株式から得られるリターンの一部を分配金としてお支払いすることといたしました。しかしながら、2019 年 6 月に金融審議会の市場ワーキング・グループがとりまとめた報告書において、所謂“老後 2,000 万円問題”が注目を集めるなど、足もと日本では資産形成に向けた個人による自助努力がより求められる環境に変化しつつある状況と捉えております。

そうした中で、当社におきましても資産運用のプロフェッショナルとして投資家さまの資産形成に向けた取り組みを行う中にあり、当ファンドについては、この良好な運用成果を内部留保し、より効率的な運用成果を還元することが受益者さまの利益に資すると思えました。

また、ファンドから多額の分配金をお支払いすることについて、今後の純資産規模やパフォーマンス次第では、当ファンドが主要投資対象とする小型株式市場や当ファンドのパフォーマンス自体にも悪影響を及ぼす可能性があることも懸念しております。

従いまして、当ファンドは別添の通り目論見書の記載内容を変更し、分配金額の決定方法を今期決算（2021 年 2 月）以降、従来目論見書※に記載されておりました

「基準価額が 1 万円を超えていた場合、超過額の 1/2 程度を目処」に関わらず、より受益者さまの資産形成に資するよう、各決算期における基準価額の水準や市況動向などを勘案したうえで、分配金額を決定いたします。

この度の変更につき、何卒ご理解を賜り、今後とも当ファンドをお引き立ていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

※ 2020 年 5 月 21 日使用開始を含む、以前の投資信託説明書（交付目論見書）4 ページ、同（請求目論見書）8 ページ

- 本件に関してご不明な点は、下記までお問い合わせください。
アセットマネジメントOne株式会社 コールセンター 0120-104-694
受付時間：営業日の午前 9 時～午後 5 時

※お客さまの残高などお取引に関するお問い合わせは、お取引いただいている販売会社までお願いいたします。



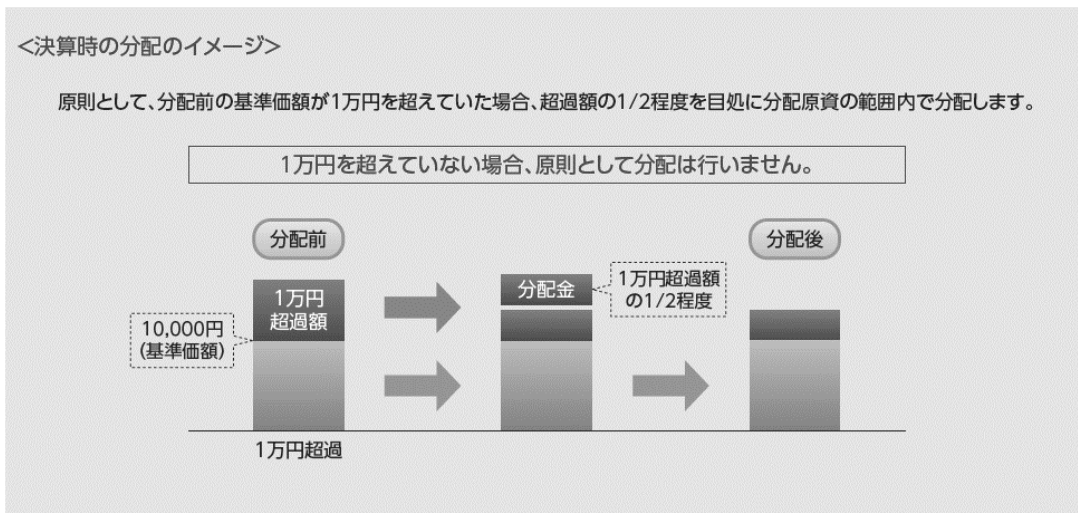
商号等／アセットマネジメントOne株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 324 号
加入協会／一般社団法人投資信託協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会

(ご参考) 交付目論見書4ページ(請求目論見書8ページ)の記載について

■分配方針<変更前>

原則として、年2回(毎年2月、8月の各月20日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。



- ※運用状況により分配金額は変動します。
- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ※当ファンドの分配方針に関する記載およびイメージ図は、当ファンドの基準価額が運用期間中に必ず1万円以上になることを示唆、保証するものではありません。また、当ファンドは元本が保証されたものではありません。

■分配方針<変更後>

原則として、年2回(毎年2月、8月の各月20日。休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
- ◆分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

- ※運用状況により分配金額は変動します。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2020年8月決算までは、原則として、分配前の基準価額が1万円を超えていた場合、超過額の1/2程度を目処に分配原資の範囲内で分配することとしていましたが、2021年2月決算以降については、信託財産の十分な成長に資することに配慮し、分配を行わないことがあります。